

**平成 2 1 年度**  
**第 5 回石狩市社会福祉審議会**

日 時 平成 2 2 年 2 月 2 4 日 ( 金 ) 午後 1 時 0 0 分開会  
場 所 石狩市役所 5 F 第 2 委員会室  
出席者 鎌田保健福祉部長・沢田こども室長・櫛引福祉総務課長・久保こども家庭課長・  
下澤児童館長・熊谷くるみ保育園長・我妻福祉総務課主査・木澤福祉総務課主査・  
伊藤子育て支援課主査・畠中こども家庭課主査・宮森事務局長 ( 社協 ) ・伊藤総務  
課長 ( 社協 ) ・久保田地域福祉課長 ( 社協 ) ・野村浜益支所長 ( 社協 )  
後藤委員・鈴木委員・若狭委員・北原委員・柏野委員・山田委員・若林委員・白  
戸臨時委員  
欠席者 木村委員  
傍聴者 0 人  
議 題

敬老会交付金事業の見直しについて ( 新規諮問事項 )  
石狩市地域福祉りんくるプランについて ( 継続諮問事項 )  
保育料の改定について ( 新規諮問事項 )  
石狩市次世代育成支援行動計画 ( 案 ) について ( 報告事項 )  
就園奨励費の改定 ( 案 ) について ( 報告事項 )  
くるみ保育園の建替えについて ( 報告事項 )  
大型児童センター ( 仮 ) こども未来館の設計概要及び建設スケジュールにつ  
いて ( 報告事項 )

配布資料 別添のとおり

## 1 . 開会

**櫛引課長:** 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成 2 1 年度第 5 回石狩市社会福祉審議会を開会いたします。

本日は木村委員より欠席される旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

なお、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、委員の 2 分の 1 以上の出席がございましたので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認でございますが、郵送させていただきました厚目の資料が 1 冊となります。1 枚めくっていただきますと、右側のページに資料の一覧が載っておりますので、不足等があればお申出下さい。

それでは、本審議会の開会にあたりまして、後藤会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

会長よろしく申し上げます。

## 2. 会長挨拶

後藤会長:皆様にはお忙しい中お集まりをいただき誠にありがとうございます。資料を見て皆さんの諮問事項と報告事項があり、たぶんびっくりされたと思うのですが、今日も限られた時間ですので、スムーズに進めていきたいと思えます。ご協力よろしくお願ひします。

## 3. 諮問書交付

榑引課長:ありがとうございます。

会長のお話にもありましたが、本日は新規の諮問案件が2件ござひます。1件目は「敬老会交付金事業の見直しについて」、2件目が「保育料の改定について」でござひます。

この他に前々回からの継続案件であります「石狩市地域福祉りんくるプラン」と4件の報告案件がござひまして、限られた時間の中でご審議いただくこととなりますが、本年度最後の審議会となりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは本日の諮問案件につきまして、白井副市長から後藤会長へ、「諮問書」をお渡ししたいと存じます。

白井副市長:次の事項について、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1.「敬老会交付金事業の見直しについて」、2.「保育料の改定について」でござひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

後藤会長:確かに承りました。

榑引課長:委員の皆さまには、よろしくご審議賜りますようお願ひ申し上げます。

なお、白井副市長は、この後、公務の予定がござひますので、恐れ入りますが、これにて退席させていただきます。

(副市長退席)

それでは、これより、議事の進行を会長にお願ひいたします。

会長よろしくお願ひします。

後藤会長:では、早速始めたいと思えます。会議次第をご覧願ひします。

本日の議題でござひますが、1番目に只今諮問を受けました「敬老会交付金事業の見直しについて」の審議を行い、2番目は議事進行の都合もありまして、先に前々回からの継続案件であります「石狩市地域福祉りんくるプラン」を審議いたします。そして3番目に「保育料の改定について」を審議して参りたいと存じます。これらは、審議事項ですので、採決を採らなければならない項目となっております。

それでは、まず「敬老会交付金事業の見直しについて」事務局より説明をお願ひします。

### 3 . 行政説明

鎌田部長:私の方から一番目の諮問事項であります「敬老会交付金事業の見直しについて」を説明させていただきます。

お手元の資料1の1ページから3ページまでになります。

敬老会の交付金事業につきましては、地域の高齢者を対象に地域町内会等が開催する敬老会の経費の一部を助成する形で進めて参りました。その交付の額につきましては、1人当たり1,300円を交付するという形で行ってきたところであります。実は、この敬老会交付金事業につきましては、平成16年に本審議会で対象年齢の見直しということでご審議をいただき答申をいただいたところでございます。その答申の内容としましては、対象年齢について5年間をかけてこれまでの70歳から75歳まで引き上げるというものでございまして、ちょうどこの経過措置が平成21年度をもって終了いたします。平成22年度以降につきましては、年齢75歳以上の方が交付の対象となるところでございます。

一方、この経過措置が終了した時点の平成22年度以降につきましては、実は市の財政再建計画、これは平成19年度から平成23年度までの5ヶ年全市を挙げて取り組んでいる計画でありまして、この計画上では、この敬老会交付金事業につきましても現行の交付金額を引き下げて事業費の圧縮を予定されているところであります。その内容につきましては、1人当たり1,300円を700円に下げるといった形の中で平成23年度まで進める予定となっているところであります。また、1ページの趣旨にも書いてございますように、この年齢引き上げの答申をいただいた時に、本審議会高齢者専門部会の方から、いわゆる主催者の方で欠席者に対する対応について大きな差異が生じている現状がございまして、この現状については、より公費の公平性・平等性を保つために一定の基準を設ける必要があるという附帯意見で指摘をされているところであります。

今回の見直しにつきましては、私共部局としましては、単に金額を下げるということであれば、この先程申し上げました指摘事項を解消できないという、そういった視点のもとに見直しの作業を行い、具体的にはあくまで今回の見直しにつきましては、出席者に限定した形の中で、この敬老会交付金事業を進めていこうという視点で実は見直しを行ったところでございます。具体的には3ページをご覧ください。それぞれこれは現在46ヶ所で行われている敬老会のそれぞれの交付対象規模、対象者の数の規模によってそれぞれ抜粋をしましておよそ20ヶ所の分をモデル的に試算したものでございます。ですから若干数字等につきましては、多少修正しているところはございますが、あくまでこれは実態に則した形のモデルということでご理解いただきたいと思います。今回の見直しの考え方としましては、先程申しましたように敬老会に出席する方に限定した形の中で執り進めようと考えていたところでありますが、この部分につきましては主催者である町内会との協議が必要ということで、何回か市連協の皆さんとお話しをさせていただいたところでございます。その中で指摘を受けましたのが、いわゆる財政再建計画上の700円規模に引き下げた交付金額より、この出席者に限定した額、多少今までの1,300円に上乗せした形の1,500円という形の中でお示したところですが、この額より出席率によってはマイナスになるという実態があります。それが3ページの左側の表になりますが、左側の表の右から2つ目比較というのがございます。それぞれ1,500円と700円、これは一律700円という意味で

す。それを比較した時に記載のとおりマイナスになるところがあるということで、実はこの部分につきましては、すでに町内会によっては通常は年度で会計を締めているのですが、暦年で行っているところもございまして、すでに次年度の計画として予算的に固めているところもあるということで、実際に予定している金額より下げられると非常に困るという意見もございまして、その辺を加味した中で、実はこの出席者に限定した金額プラスその地域の対象者の数、75歳以上のこれは従来の基準と同じですが、その方の人数によって金額を定めて、それをいわゆる固定経費として加算するという手法を今回考えているところであります。その新しい固定経費の基準額が一番右側の「新交付基準額案」というところの表がそれになります。ちょうど の9名以下、さらには の990名以下という形の中で、それぞれ基準額を定めているところでございます。以降1,000名以上につきましては、100名増すごとに15,000円を加算するという形の表になってございます。今回、こういった出席者に限定した形で一応2年間、平成22年度・平成23年度の2年間、この経過措置を設けながら執り進めたいという風に考えてございます。さらには、24年度以降につきましては、基本的には出席者に限定した交付金基準という形で執り進めようと考えているところでございます。

なお、2ページにつきましては、これまでの敬老会の交付金の実績でございます。平成16年度から平成20年度までは実績の数値でございます。平成21年度につきましては、実はまだ3ヶ所未開催のところがございますので、平成21年度につきましては、予算で計上させていただいているところでございます。それで先程説明しましたように、平成22年度以降の部分については、 の部分が、これは700円ベースで現行基準のとおり出欠に関わらず一律交付した場合、それから平成22年の につきましては、出席者に限定した1,500円を交付する部分と先程言いました固定経費として加算した部分の比較でございます。概ね62万円程700円ベースの算定より多くなっています。

なお、実は石狩市連合町内会連絡協議会との話し合いの中でも出ましたが、実際今のこのモデルにつきましては、あくまで現行の出席率あるいは出席状況を勘案した中で作ってございます。それに基づいて一定程度加算した形の基準額を設けておりますので、実際に出席率が現行より悪くなった場合は、マイナスになる可能性はあります、数字上は。ただ、現行の出席状況については過去の部分も勘案しながら推計してございますので、現実問題としてはマイナスにはならないという風に私共は見ているところでございます。なお、この分につきましては、石狩市連合町内会連絡協議会との協議も終わりました概ね了解を得ているところでございます。

私からは以上でございます。

**後藤会長:**ありがとうございます。

ただ今説明がございましたように、平成22年度と平成23年度の経過措置として、敬老会交付金事業を対象者人数による固定分と出席者人数による加算分と2つ合わせて交付したいということの提案ですけれども、これについて不明な点がございましたら質問をお受けします。

**柏野委員:**出席者のみを対象にするということは、75歳以上の寝たきりで在宅している人達は、

出席できないから駄目ということになりますか。

**鎌田部長:** 柏野委員からご指摘のありました件につきましては、町内会の方々からも指摘を受けているところでございます。現状の中では欠席者の考え方というのは様々だと思います。自らの意思で出席しない方もいらっしゃいますし、何らかの事情で出席したくても出来ないという方々の扱いをどうするのかということですが、この部分につきましては、先程申しましたように、当時の本審議会からのご指摘を頂いたように、欠席者に対する取扱いについては、各主催者側によって非常に差があると。いわゆる記念品を配っているのですが、実態としては100円の物から1,000円を超える物まで配っているという実態がございます。この部分の取扱いについては、私共はあくまで主催者側の裁量だろうと。行政側がこの程度の金額の物を配って下さいということとは言えない状況の部分もございますので、今回の部分については、今ご確認があったように、出席者に限定という形ですので、本人の意思に関わらず欠席される方については、対象にならないという形で執り進めさせていただきたいと考えております。

**後藤会長:** 他にはいかがですか。議論を進めていく前に確認しておきたいことがあればどうぞご発言をお願いします。

無ければ、この事項に対する審議を進めていきたいと思っておりますので、今提案されました事に対するご意見を伺います。

**若林委員:** 少し分らない所があります。2ページの下の表のH22年度以降事業費推計の23年度の場合は、事業費が1,300円と1,500円と固定経費、それが24年度以降は、固定経費が無くて事業費が1,300円と1,500円に分かれているので、もう少し理解できるように説明していただけますか。

**鎌田部長:** まず一つには、一番上の行になります。23年度以降75歳以上の対象者が増えるという状況がございます。次に2番目の行は、現行1,300円の事業費で対象者の約9割に交付した場合の事業費になります。そして、3番目の行は、新たに出席者のみに1,500円を交付した場合の事業費、この場合は出席率を40%と見ております。23年度は経過措置期間中ですので、4行目に固定経費を計上しております。最後に差額という行がありますが、これは現行1,300円ベースの事業費計から出席者のみ1,500円を交付する改正案の事業費計を差し引いた時の差額でございます。23年度のみ固定経費が加算されていますが、その差額が2,730千円であるという表の作りになっております。

**後藤会長:** そういった状況を踏まえて、この改正案に対して我々は賛成するか反対するか求められている訳ですけれども、それについて意見ををお願いします。

それでは、私の方から一つお尋ねします。

24年度以降はこういう形で出ていますが、この事業は今後も継続するということの判断はどうなっているのでしょうか。22年度と23年度の経過措置は今ここで審議しますが、その後は続けばこういう風な形になります、というのは分りますけれども、その後の敬老会交付金事業というのは、市としてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

**鎌田部長:** 24年度以降の交付金事業についてですが、一部でこの事業は必要ないのではないかとのご意見もあることは承知しておりますが、やはり地域の中で高齢者の方を年に1回お祝いする、そしてそれに参加するのを楽しみにしている方もいらっしゃる状況も考慮しまして、この事業については、現段階では市としても止めることはできないという風に考えているところでございます。その為に、事業内容の欠点を解消するよう今回こういった措置を講じる考えでございまして、さらに言えば、まだ内部で詰めた議論はしておりませんが、本審議会でもご審議いただいている新しい地域福祉計画「りんくるプラン」の中でも、地域における福祉活動の推進という観点から考えれば、一定程度地域福祉の一翼を担うものと考えているところでございます。そういうことを踏まえて、サロン事業ですとかふれあい雪かき運動、さらには訪問サービスなど地域の力を借りなければならない事業についても、一体としてこの交付金事業との統合性を図りながら進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。できるだけこの敬老会交付金事業が引き続き開催されることを願いつつ、この事業については執り進めて参りたいと考えております。

**若林委員:** 改正案では、出席者に限定するということですが、実際問題として出席者を的確に判定できるのでしょうか。

**鎌田部長:** 75歳以上の高齢者の方については、事前に地域の町内会から出て来る名簿をチェックしながら、対象者を把握しているところでございます。現実問題としての出席者の把握については、市内で46ヶ所の地域で9月から10月にかけて集中的に開催される状況となっております。我々行政がその場に行ってチェックするというのは、物理的に不可能な部分がございます。今現在の交付金事業では、基準によって交付金の額がある程度決まっておりますので、不都合な部分はありませんし、出席者名簿と領収書の提出を受けて確認をしている状況もございますが、これから出席者のみの事業に切り替えるとなれば、更なる出席の状況確認が求められますので、その辺につきましましては、事務方の中で市の関わりというものも少し検討していく必要があると考えているところであります。現状においては、そういった形で出席者の確認をしているということでございます。

**後藤会長:** ということのようです。領収書と出席者名簿の提出を現在は受けているようです。

**若林委員:** 書類的に揃っていれば認めるという事ですね。

**後藤会長:**他にご意見ございませんでしょうか。

**山田委員:**何年間も町内会に携わってきた者として、お話しさせていただきます。確かに楽しみにしている人はいらっしゃいます。私の町内会は対象者が900人以上いて、敬老会の予算もかなりの金額になっています。ということは、先程もご意見がありましたが、出席されない方にも全部おみやげとか記念品を配りますから、交付金だけではなく、町内会の予算も使うこととなります。私はこの高齢化率が20数%にもなる社会になってきている訳ですし、5人に1人が高齢者になっている状況ですから、改正案で仕方がないかなという考えはあります。他市町村の状況は分かりませんが、石狩市としてやれるのであれば現行のままやって欲しい気持ちはありますが、それから、出席しない人の記念品を配るのが役員の仕事ですから、町内会も出席者限定という基準が設定されるのであれば、予算面と負担の軽減を考え合わせて、そういう方向に持っていければ良いかなと思います。

**後藤会長:**それでは、山田委員はこの事業は継続した方が良いというお考えですか。

**山田委員:**はい、そう思っています。

**鎌田部長:**欠席者の取扱いについては、町内会の皆様からもご意見をいただきました。そこで、確認されたのは、今までは出欠に関わらず一律1,300円を交付していただきましたので、市としてはあくまでお願いなのですが、欠席者にもそれなりの対応をお願いします、ということを行いました。出席者に限定をした形で事業展開を進めるにあたって、欠席者の取扱いについて、市は口を出さないのだなということでしたので、「そのとおりです、あくまで主催者側の判断をお願いします。その辺の対応につきましては、市が強制的に何とかして欲しいということは申しません。」ということも言ってきましたので、今、山田委員がおっしゃったように、この1,300円が足りるか足りないかという議論は、その敬老会の内容をどうするかという部分が、将来とも課題となってくるのかなと。実際問題、現状より下がることは事実ですし、それに見合った内容に変えなければならぬというご意見もいただいておりますので、そこら辺については、あくまで私共の考えとしましては、この事業をできるだけ続ける為に、少しでも開催経費を補填するという形の中で進めていきたいと考えております。

**後藤会長:**はい、分かりました。

今、2人の委員から意見が出されましたが、市の方もこれは継続したいと、そしてそのあり方については、固定経費は2年間の経過措置、それと出席者に限定した形で交付金を支出するというような方向性ですけれども、そういった提案された改正案について、他にご意見が無ければ、ここで採決してよろしいでしょうか。要するに、提案された形で2年間の経過措置を認めるという形で。また、2年後には制度が変わる訳ですから、本審議会に諮問という形で出て来ると思います。

それでは、よろしいでしょうか。

平成22年度と平成23年度の敬老会交付金事業については、固定経費プラス出席者1人当たり1,500円の交付金額とするということに賛成の方は、挙手をお願いします。

**委員一同：**                  (全員賛成)

**後藤会長：**全員一致でこの改正案を承認いたしました。

続きまして、継続案件の「石狩市地域福祉りんくるプラン」につきまして、説明を受けたいと思います。今回は、第5章・第6章を中心に審議する予定となっています。

**榑引課長：**石狩市地域福祉りんくるプラン(案)についてであります。前回のご指摘を踏まえ、事務局のほうでプラン案を修正すべく、本日の配付資料のとおり修正案を作成いたしましたので、説明させていただきます。

資料3の1ページ「石狩市地域福祉りんくるプラン(案)の主な修正箇所」(第3章及び第4章)をご覧ください。

順不同となりますが、先に2の「5 過疎・小規模集落対策の推進」の施策の方向の修正についての説明となります。

「5 過疎・小規模集落対策の推進」の施策の方向の修正につきましては、「施策の方向である「1 身近な生活・見守り支援」は二つに分けたほうがよい」というご指摘を踏まえ、「1 見守り支援」と「2 身近な生活支援」とに分けました。

次に、1の「基本目標5 過疎・小規模集落対策の推進」の修正に戻りますが、これに伴い、基本目標5の説明文のうち、「買物支援や見守り活動」の記述の順序を逆にして「見守り活動や買物支援」に変更しました。

次に、2ページの3の「(3) サービス利用者の権利擁護」の修正をご覧ください。

「第4章 地域福祉施策の展開」の「2 適切な福祉サービスの提供」のところにあります「(3) サービス利用者の権利擁護」につきましては、平成21年3月策定の「石狩市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の記述を用いていましたが、地域福祉権利擁護事業及び成年後見人制度利用支援事業とも事業の利用促進を目指すものであることから、説明文及び主な推進項目の記述のうち「周知、促進」や「円滑な支援」など異なる表現については、統一を図るため、「利用促進」に変更しました。

次に、3ページの4の「(5) ボランティア活動の促進」の修正をご覧ください。

「第4章 地域福祉施策の展開」の「2 適切な福祉サービスの提供」のところにあります「(5) ボランティア活動の促進」につきましては、多くの委員の皆様からのご指摘を踏まえ、説明文及び主な推進項目の記述のうち「配置」を「養成」に変更するとともに、共助の記述の最後にある「ボランティアコーディネーターの養成研修に積極的に参加します」を「ボランティアコーディ

ネーターを養成します」に変更しました。

次に、4ページの5の「(6)地域福祉活動を担う人材の育成」の修正をご覧ください。

「第4章 地域福祉施策の展開」の「2 適切な福祉サービスの提供」のところにあります「(6)地域福祉活動を担う人材の育成」につきましては、ご指摘を踏まえ、公助の記述を「地域福祉サポーターの中から民生委員児童委員に選ばれるような人材が育つことを期待して、養成に協力します」から「地域福祉サポーターの養成に協力します」に変更しました。

次に、5ページの6の「(3)要援護者の支援」の修正をご覧ください。

「第4章 地域福祉施策の展開」の「4 要援護者の支援の推進」のところにあります「(3)要援護者の支援」の主な推進項目のうち「見守り活動の強化」につきましては、実際の災害時ではない訓練のときに要援護者情報を利用することは、個人情報保護の観点から好ましくないと判断し、説明文を変更しました。

次に、6ページ及び7ページの7の「5 過疎・小規模集落対策の推進」の修正をご覧ください。

「第4章 地域福祉施策の展開」の「5 過疎・小規模集落対策の推進」のところにあります「(1)身近な生活・見守り支援」につきましては、はじめにご説明しましたとおり「1 見守り支援」と「2 身近な生活支援」とに分けました。

(1)の見守り支援につきましては、「過疎・小規模集落において、安否確認が必要な一人暮らし世帯が、地域で安心して暮らせるよう、地域住民の見守りを支援します。」とし、主な推進項目は「地域あんしんセンターの設置」と「配食サービスの充実」の二つとしました。

(2)の身近な生活支援につきましては、「過疎・小規模集落において、移動手段を持たない世帯が、地域で安心して暮らせるよう、移動支援や買物支援を行うなど、地域住民の日常生活を支援します。」とし、主な推進項目は「ボランティアによる有償運送事業の促進」と「地域あんしんセンターの活用」の二つとしました。

なお、「ネーミングは、なじみがない」というご指摘を踏まえ、「過疎地有償運送事業」は「ボランティアによる有償運送事業」に、また、「ライフサポートセンター」は「地域あんしんセンター」に変更しました。

また、この資料にはありませんが、プラン案の33ページをご覧ください。

「1 地域福祉コミュニティの形成」の「(1)福祉教育の推進」の主な推進項目の最後にあります「障がい体験教室等の開催」につきましては、「共助」の記述のうち「高齢者への擬似体験セット」を単に「高齢者疑似体験セット」に変更しました。

修正案に関する説明は、以上でございます。

**後藤会長:**今の説明は、前回の審議会で議論された内容を事務局の方でまとめて、修正案という

形で出していただいたものですが、これについてはいかがですか。何かございますか。

無ければ、このような形でプランの方を修正していただきたいと思います。

続きまして、本日はプランの第5章と第6章の審議を行う訳ですが、ここの論点としては、以前の資料で示されておりましたが、これ以外でも結構ですが、この第5章・第6章について、ご意見等があれば伺いいたします。

**若林委員:** 46ページの石狩地域の今後の方向性の中で、「地域福祉に望むこと」という網掛けの部分に「子育て環境の充実を希望する人が多い。」と記載されていて、45ページには「地域福祉に望むこと」のアンケート結果の回答として、「子どもが健やかに成長できる環境であること」という風になっていますが、この回答割合を見ると13.4%なんですね。そうすると、残りの86.6%の人達はどのような回答をしていることになっているのでしょうか。

**榑引課長:** これにつきましては、回答の種類で単独回答と複数回答がございまして、それぞれ色々な選択肢の中から選んでおりますので、パーセンテージ的には低いという感じの項目もありまして、この様な数字になっています。ただ、全体的に見ると割合としては、他の地域に比べて高い数字ではないのかなと考えているところです。

**若林委員:** ということは、色々地域福祉に望むことがあるけれども、この回答が比較的13.4%で高い数字だということですね。

**後藤会長:** それでは、私から一つよろしいですか。

48ページの厚田地区のアンケートのところで、「転居したい理由」というのがあります。そこで50%の人が、「買物など生活に不便だから」という理由で転居したいと答えていますね。そうすると49ページのところで「一人暮らし高齢者等に対する支援」というのがありまして、そこには「生活の手助けを行う」「閉じこもりや孤立死を防ぐ」となっていますが、こういう項目も必要ではないかと考えた項目がありまして、「安心して生活できる場の確保」ということなのですけれども、要するに転居したい人の割合が高い訳ですから、ここに載っている二つの支援も大事ですが、転居先の受け皿までも含めて書いた方が良いのではないかと思います。浜益も同じような状況ですから、そういう目標が一つあっても良いのではないのでしょうか。そのところは、公助でなければできない部分だと思いますから、いわゆる集合住宅みたいなものを準備するという意味合いを込めて、この「一人暮らし高齢者等に対する支援」として「安心して生活できる場の確保」を具体的に明記した方が良いのではないかと思います。

**山田委員:** 実は、私もそのところが気になっていました。今回のプランは、地域福祉が大前提ですよ。例えば、今の事も気になったし、地域によってアンケートの回答の傾向が違いますよ

ね。ただ、全部共通しているのは「高齢期を迎えることへの不安」というのが、45ページの石狩地域では、「除雪について」が多いけれど、48ページの厚田地域では「寝たきりや認知症になること」がすごく多いです。51ページの浜益では、「健康について」が81.8%になっています。このように地域を考えた時に浜益では高齢化率が高い訳ですから、地域のニーズに合わせた福祉施策ということになれば、診療所の問題が関係していると思うので、アンケート結果を生かすような方策が必要なのではと思いました。

**後藤会長:**同じような趣旨の質問ですね。このようなアンケートを見ると地域ごとにより特徴がありますので、地域で元気に暮らせるまちづくりということはよく分ります。でも、施策としてもう少し具体的に明記した方が良いのではないかという意見だと思うんです。そこまでは考える必要がないのだろうか、ということに関わってくる訳ですけども。

**榑引課長:**こういった高齢期を迎えることへの不安について、それぞれ3つの地域での回答が異なっているのですけれども、やはり回答していただいた方達の年齢が直結しているのではないかと、より高齢化率の高い厚田・浜益地域と石狩地域では実感の違いが出ているのではないかと考えているところです。

**北原会長:**地域福祉を進めるために、いろいろな課題を踏まえながら第4章で具体的な推進項目を記載している訳ですが、この第5章「地域の方向性」を敢えて後ろに持ってきた意図というのは、どういうことなのでしょう。

**榑引課長:**まず、市全体として何を進めていくのかという項目を第4章で先にお示しをして、それぞれの推進項目の中にこの第5章の地域性というものを取り込んで、事業の進め方だとか優先度などに反映させていきたいと考えていますので、こういう構成にしております。

**白戸臨時委員:**その点に関しては、合併後の初めての地域福祉計画ですから、特に地域性という事を重視して推進会議の中で議論しました。ただ、地域の特性を押さえれば良いということでは無く、ニーズに対応すると同時に一つの福祉の圏域という捉え方をして、その中で問題を調整したり解決していくという考え方もこの地域の方向性のなかに込められたものとなっています。

**後藤会長:**そのような考え方でプランが出来ているということです。

では、次に第6章について議論を進めたいと思います。

この章では、計画をどのように進めていくかということについて記載されていまして、一つは「推進体制の整備」ということで、1番目に市と社会福祉協議会との連携を強調しております。2番目は、市民・関係団体との連携が今後重要なポイントになるということが明記されております。2つ目は「計画の進行管理」ということで、このような形で進めていきますという風になっておりますが、言っていることはよく分るんですけども、何か皆さんから意見があればお願い

します。

私から一つ質問があります。

「2 計画の進行管理」のところに「・計画を策定します。」とありますが、この計画の意味は、具体的な成果目標を定めた実施プランを作ることでしょうか。そこを明らかにした方がプランらしくて良いのではないかと私は思っているのですが。

**櫛引課長:** 計画の作り方にはいくつかあるかと思いますが、この計画では、プランの項目のみを示すこととして、実際の年次計画や目標値につきましては、別冊で作成したものを推進会議の中で検討し、進捗状況についても管理しながら計画全体の実効性を高めていく方法としているところです。

**白戸臨時委員:** 基本的にこの地域福祉計画というのは、地域福祉を進めるためには何が必要でどういう仕組みでそれを行うのかということを示すものであって、実施の段階では数値的なものも出てくるでしょうが、根本的に数値で計ることは困難なものと考えた方が良いと思います。全国的にも、地域福祉を数値で評価できている市町村はないと思いますし、もし石狩市がそういう形で評価できたならば初めての成功例になるのではないのでしょうか。ですから、今後の進行管理の中でこの部分が大きなテーマになるでしょうが、議論のなかで深められていけば良いのかなと考えております。

**後藤会長:** はい、分かりました。ここは大変重要なことですから、実施計画がどういう形で出てくるか期待しております。

それと、今白戸臨時委員がおっしゃるように、とても評価しにくい項目ですよね。ですからそれを評価するというのもこれからの大きな研究課題かとは思っています。そういうことは承知したうえで、やはり実効あるものとするために実施計画が重要になるかなと思っています。

**鈴木委員:** 実施計画というのは、推進会議で策定するのですか。

**櫛引課長:** 実施計画は、事務局で案を作りまして、それを推進会議の中で検討していただいた後、その実施計画に基づいて進行管理を行っていただきたいと思いますと考えております。

**山田委員:** 進行管理のところで、さまざまな事情で計画の未実施とか変更を余儀なくされる場合もあるかと思いますが、市民にも分かり易いようにマネジメントサイクルの中に「改善」という部分も入れた方が良いと思います。要望としてですが。

**後藤会長:** 他にございませんでしょうか。

我々は3回にわたってこの「りんくるプラン」について議論をして参りましたが、皆様の意見・要望等によっていくつか修正箇所が出て来まして、最初の時に比べて若干手を加えた形のプランになりましたが、これを承認するという事によろしいですか。

**委員一同:** (全員一致で承認)

**後藤会長:** それでは、「石狩市地域福祉りんくるプラン(案)」を承認いたしました。

ここで、次の議題の前に事務局の移動がございますので、一旦休憩を取りたいと思います。

それでは、続きまして新規の諮問案件でございます「保育料の改定について」、説明を受けたいと思います。

**久保課長:** 私から、平成22年度保育料の改定案につきまして、提出しております資料に基づきご説明申し上げます。

資料2の1ページをご覧ください。改定の趣旨でございますが。

認可保育所は、国及び北海道からの負担金と市が徴収する保育料を含めた市からの負担金や補助金により運営されています。本市の保育料については、国の負担金の基準となる「保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表」に基づき、全体で概ね、8割程度に減額して定めています。このたびの保育料の改定は、国の保育所徴収金基準額表において、現行の第7階層より上の高所得者階層に、新たに第8階層を設定するため、本市においても、これに合わせた保育料の改定を行うものであります。本市の保育料は、国の保育所徴収金基準額表の7階層区分に基づき、細分化して19階層区分に定めており、国の保育所徴収金基準額表の改正に合わせ、本市においても、D14階層(世帯の総所得税額412,500円以上)より上の高所得者層に、新たにD15階層(世帯の総所得税額734,000円以上)を設けるため、別表「石狩市保育料金表」(改定案)のとおり改正するものです。

2ページをご覧ください。

現行の改定前の「国の保育所徴収金基準額表」と本市の「保育料金表」でございます。左側が「国の保育所徴収金基準額表」でございます。国は、第1から第7階層の、7つの区分に分けており、年齢区分は、3歳未満児と3歳以上児に区分してございます。第7階層、世帯の総所得税額413,000円以上が最高額の階層でございます。市は、この「基準額表」に基づき、AからD14までの19の区分に細分化してあります。年齢区分は、3歳未満児、3歳児、4歳以上児に区分してありまして、D14階層、412,500円以上が、最高額の階層となっております。

次に、3ページをご覧ください。

改定後の「国の保育所徴収金基準額表」と本市の「保育料金表」の(改定案)でございます。左下の黒い部分が、国の徴収金基準額表の改正された部分で、第7階層の定義を総所得税額41

3,000円以上から734,000円未満にし、新たに、総所得税額734,000円以上に第8階層を設け、保育料は月額3歳未満児は、104,000円、3歳以上児は、101,000円に設定しております。これに合わせ、市の保育料についても、D14階層の定義を、412,500円以上から734,000円未満にし、新たに、総所得税額734,000円以上に、D15階層を設け、月額保育料を3歳未満児は、国の8割、83,200円、3歳児、4歳以上児は、既に応分の負担額に設定しているため、D14階層と同額にするものであります。

次に、平成22年度における影響額の推計でございますが、資料1ページに戻ってご覧ください。四角の枠内の印の部分になります。新たに、D15階層区分を設けた場合、現在入所している児童の保護者について、試算をしたところ、D14階層(世帯の総所得税額412,500円以上)からD15階層(世帯の総所得税額734,000円以上)に階層区分が上がる世帯は、1世帯(児童の年齢は3歳児)の方が対象になりますが、3歳児の保育料は、D14階層と同額に設定しているため、現時点において増額になる世帯はありません。

以上でございます、ご審議の程を、よろしくお願いいたします。

**後藤会長:**ただ今、説明を受けましたが、国の保育所徴収金基準額表が変わって、今まで階層7区分だったのが8区分になりましたので、石狩市も第8区分を設けたということです。まず、この件について不明な点がございましたら質問をお受けして、それから中身の審議に入りたいと思います。

ございませんか。

無いようですので、質問については終わらせていただきます。

次に、事務局から説明のあった改定料金(案)について、皆さんのお考えをお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

第8区分という高い所得階層が設定される訳ですが、現状の影響としては、3歳児以上の児童である為保育料負担の増は生じないということでした。

特にご意見が無ければ、承認ということによろしいですか。

**委員一同:** (全員一致で承認)

**後藤会長:**それでは、承認されたということで審議を終わらせていただきます。

以上で本日の諮問案件の審議は終了いたしました。只今の3件に対する答申書(案)については、本審議会での議論を踏まえまして私の方で作成させていただいて、皆さんに確認してもらった後に市長に提出しようと考えております。

こういう事によろしいでしょうか。

委員一同： (異議なし)

後藤会長: それでは、そのような取扱いで進めさせていただきます。

続きまして、次第の5番目の「報告」に入ります。

案件が4件ございますので、1件ずつ報告をいただいて、その後すぐに質問等を受けたいと思います。

それでは、1番目の案件を事務局より報告願います。

沢田室長: それでは、私の方から資料4の「石狩市次世代育成支援行動計画(案)」についてご説明申し上げます。

本計画の素案につきましては、昨年12月18日の社会福祉審議会においてご説明をさせていただきましたが、ほぼ同時期であります12月1日から28日までの約1ヶ月間、パブリックコメントを行い、その検討結果や関係所管との最終的な調整を行ったものを、本年2月8日開催されました「いしかり子ども総合支援会議」において協議を行いました。本日は、これらの経過を踏まえ、ご説明いたします。

最初に、資料4-1をご覧ください。

「石狩市次世代育成支援行動計画後期計画策定に関する意見の検討結果」となっており、パブリックコメントの検討結果を掲載しております。表紙の上段の枠内に「意見の対応」という欄がございます。計画に採用するものからその他まで、それぞれ対応内容を記載しております。

1ページから2ページにわたり、子ども・あいプランの素案に寄せられました意見は、1名の方から4件の提出となっております。1件目は計画の成果指標など何を目標にするのかといった質問で、計画に対する意見でございませんので、その他の分類にさせていただきました。2件目、3件目は行政の横断的な取り組みや、市民との協働の取り組みの意見となっており、既に計画案の中に盛り込まれた内容ですので記載済みとさせていただきました。4件目は、市民に対して計画の概要版が必要とのご意見でしたので、その他の分類にさせていただきました。

次に、資料4-2をご覧ください。

計画案の一部修正について変更前後の比較表となっており、記載のとおり名称や字句について6ヶ所の変更をしております。今申し上げたとおりパブリックコメントによる変更点はございませんが、関係所管との協議による変更、いしかり子ども総合支援会議での変更、また、今回合同作業により策定しております石狩市教育プランの案の修正に伴う変更となっております。

次に、資料4-3をご覧ください。

計画素案を修正しました、後期計画こども・あいプランの案となっており、計画の基底や基本理念につきましては、昨年12月の審議会で説明しておりますので割愛をさせていただきます。計画の体系に基づく3つの基本目標についてご説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

まず、基本目標の1として「子どもの生きる力を育てる」としております。

子どもが心身とも健康に成長し、自立するためには「生きる力」の育みが必要であり、家庭や学校、地域といった中での関わりや体験などから学んでいくものと考えております。あいプランでは、「生きる力」に必要な「確かな学力」や「コミュニケーション力」、「心身の健やかな育成」をテーマとし、学校での教育活動をはじめ、地域のマンパワーなどにより、基礎学力の定着や子どもの居場所づくりを通じた人とのふれあいや表現の機会の提供、さらには子どもの情操と体力の向上に努めたいと考えております。そのため、施策1として「確かな学力の育み」、2として「子どもの居場所づくり」、3として「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」こととしております。

次に、基本目標の2として「子どもと家庭の救済・支援」としております。

すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、配慮が必要な子どもへ支援や、児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童の把握と支援体制の整備、更にはひとり親家庭の自立を支えるための取り組みを行いたいと考えております。そのため、施策の1として「子どもセーフティネット」、2として「配慮が必要な子どもの自立支援」、3として「ひとり親家庭の自立支援」を行うこととしております。

最後に、基本目標の3として「子育てにやさしいまちづくり」としております。

すべての家庭が健康かつ、安心して楽しく子育てができることを地域社会がやさしく見守り支えていくことが大切であります。そのため、社会資源を最大限活用し、子育てサービスの充実や子育てにやさしいまちづくりへの機運が高められる取組みや環境の整備が必要であります。また、仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスの拡大を図るとともに、緊急時のサポート体制の強化を図ることが必要です。そのため、施策の1として「仕事と子育ての両立支援」、2として「楽しく子育てできる環境づくり」、3として「安全で快適な出産・育児と子どもの健康づくり」を行うこととしております。

なお、これらの施策に基づいた個々の事業につきましては、14ページ以降で新規事業、継続事業、拡充事業に分け、掲載しておりますのでご覧頂きたいと存じます。

最後に、計画の進行管理についてであります。

あい・プランとして位置付けました各施策は、22年度からの5ヵ年計画で実施することとなっておりますが、各年度ごとに、事業の実施部署からの実績報告を基に「いしかり子ども総合支援会議」において検証して参りたいと考えております。

以上、大変、雑ぱくではありますが、計画案の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

**後藤会長:**ただ今、説明を受けましたが、この件につきまして何か質問等がございましたらお受けいたします。

何かございませんか。

私から一つよろしいですか。計画全体を通してかなりの数の横文字が使われているのですが、どうも馴染まない言葉のような気がするのですが、そう感じるのは私だけでしょうか。市民が読む計画にしては、不親切ではないですか。語句の使い方を工夫されてはいかがでしょうか。

**沢田室長:**初めて言葉が出て来る場所には注釈を付けさせていただいてはおりますが、もう少し検討してみたいと思います。

**柏野委員:**分かり易いのが一番だと思いますので、専門的な言葉よりは普通の人に読んで理解していただける言葉が良いと思います。

**後藤会長:**そうですね。このプランを読んで普段使わない言葉はどんどん日本語に直した方が良いでしょう。

**鎌田部長:**個別の事業の中でも、やはりこういう横文字が多い傾向にありますので、我々の方でも注意しなければいけないと感じておりますし、ご指摘の点についても再度検討したいと思います。

**後藤会長:**44ページに安全で快適な出産・育児というのがありまして、妊産婦サービスが充実して来てはいますが、生まれてからのサービスではなくて、生まれてくる前の母親予備軍に対するサービスというのが、もっと強調されて良いのではないのでしょうか。母親としての知識を持たないで出産経験を持つという人達に対するサービスというのは、こういうプランの中に載せても良いのではないだろうか。それが無いんですね。ですから、母親予備軍の母親教育みたいなそういった柱のようなものがあったら良いのではと感じました。

**山田委員:**12・13ページを見ていて、端的に言って非常につらいなと思います。まず、今の石狩の児童・生徒は家庭学習をしないで、テレビをたくさん見て、本を読まないという現実がはっきり出ています。その中で、このプランでは、学校教育に対して入ってきているのは分るんですが、問題はどちらかと言えばこれは家庭教育の面がありますよね。テレビの視聴が4時間以上で、すごく多いとか。中々難しい問題ではありますが、こういう実態がある以上、何らかの方策を考えていかなければならないと思うんです。家庭もどこかの部分で取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

**沢田室長:**今回のプランは、教育プランと合同で作っておりまして、一般部局と教育部局で考えなくてはならない部分がございます。作成委員の皆様の根底には、家庭学習習慣を身に付けるというものがあると思います。例えば、児童館に行っても何処に行っても落ち着いて集中して本を読むという習慣も無い。ですから、その辺が一番大きな課題だろうということで、我々も学習習慣の定着とフォローアップをプランの中に掲げてまして、学校以外の場所で家庭学習習慣を身に付ける施策を行いたいと考えております。やはり、子ども達は、一度学校を出ますと様々な生活体系がありまして、1ヶ所に集められないという難しさがあります。そこで、まず、学習習慣と、もう一つはお母さんに成り立てのお母さんと市は必ず一度接触する場面がありますので、その場面を捉えて動機付けをやっていかなければならないとの認識は持っているところです。

**後藤会長:**他には、いかがですか。

この計画もりんくるプランと同じように、子どもに関するマスタープランとして大変貴重な位置付けとなっておりますので、要望・意見があればぜひ聞かせていただきたいと思います。

**柏野委員:**23ページなのですが、子どもの権利については、世界的にも議論されて出来上がっているものもたくさんありますけれども、この計画の中でも権利の普及・啓発とか諸々そういう表現があると思うのですが、権利を持つということは謳っているけれども、同時に義務もあるということをどうして教えないのかなと思ってまして、今の大人の中にも権利と義務は一体だということを理解していない人がいますよね。小さい時からそういうことはきちんと教えていかないと、家庭では教えられない親達が多くなっているの、とても大事なことだと思っていますから、そういうことも盛り込んでくれると良いなと思います。

**鈴木委員:**27・28ページのところは、セーフティネットのことで、29ページのところは、こども相談センターを中心にして、いわゆる要保護児童の虐待の発見とか支援とかを進めていくイメージでよろしいですか。

**沢田室長:**そうですね、基本的にはこども相談センターに情報や相談が入ってきてそれを集約して解決を図るという形を考えています。

**鈴木委員:**こども相談センターの主なスタッフというのは、どのような方になりますか。

**沢田室長:**現在は、嘱託で家庭相談員と母子自立支援員、それと主査職の職員が1名、臨床心理士のセンター長が1名という配置になっております。

**鈴木委員:**将来的には、例えば、29ページの のところの教育相談員やスクールカウンセラーも配置して、自立させていきたいということなのでしょうか。

**沢田室長:** の教育相談員は、学校の中での配置になります。いずれにしましても連携は取っていくことになります。

**鈴木委員:**教育相談員とは、どういう役割の方でしょうか。

**伊藤主査:**ここでのイメージは、スクールソーシャルワーカーとは違いまして、特に臨床心理士の資格を求めておりません。現在もスクールカウンセラーの他にこの教育相談員が学校に配置されております。

**鈴木委員:**30ページのところに、虐待防止マネジメントシステム事業がありますが、これと

28ページのこども見守りネットワーク協議会がありますが、これは同じ虐待の予防・発見という取り組みを目的にするのでしょうか。

**伊藤主査:**こども見守りネットワーク協議会は、児童福祉法に規定されている要保護児童対策地域協議会のこととなります。虐待防止マネジメントシステム事業については、赤ちゃん訪問事業から養育支援訪問事業に繋げるといった、地域関係機関の虐待を発見してそれを適切に支援に繋げる為の地域のネットワークを構築していく一連の流れの事業となります。

**後藤会長:**他にどうぞあれば伺います。

この計画も膨大な資料ですので、ここでひとつずつチェックということはできませんので、皆さん方が今お話をくださったことを事務局は受け止めて今後の施策に役立てていただきたいということによろしいでしょうか。

次の報告案件に参ります。

**沢田室長:**それでは、私の方から資料5の就園奨励費の改定(案)についてご説明申し上げます。本市の幼稚園におけます就園奨励費につきましては、国の就園費補助金単価に基づき決定しております。

資料の1ページをご覧ください。

このたびの就園奨励費の改定は、22年度から実施予定の子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化を図る観点から、単価のあり方を抜本的に見直したものでございます。

資料の2ページをご覧ください。

改定内容についてであります。就園奨励費は、公立と私立に分け、分類しておりますが、主に私立での変更となっており、このたびの国の単価改定に伴い、生活保護世帯から所得などの階層別に分け実質5階層に分けております。

2ページの上の表をご覧ください。

各階層ごとに21年度と22年度の単価を記載しております。単価改定では、最も所得段階の高い第5階層を除き全ての階層で交付額を上げておりますが、第5階層の第1子では年額18,600円の減額、第2子では年額7,000円の減額となっております。これらの改正による平成22年度における影響であります。就園奨励費の交付を受けることが予想されます約3割が、第1から第4階層で交付額が増額となり、約7割を占める第5階層では減額になることが予想されます。これまでの就園奨励費は、国におきまして保育料の状況を踏まえ、毎年微増の見直しをしておりましたが、このたび、初めて減額対象の階層ができましたことから、本審議会にご報告をさせていただきました。

以上、幼稚園就園奨励費の改定についての説明を終わらせていただきます。

**後藤会長:**ただ今、説明を受けましたが、幼稚園就園奨励費が低所得者世帯に厚くなりまして、高所得者世帯は減額になりますという報告でございます。この件につきまして何か質問等がございましたらお受けいたします。

無ければこれを承知したということで終わらせていただきます。  
続きまして、3番目の案件について事務局より報告願います。

**久保課長:**私から、平成22年度八幡地区に整備を予定しております、くるみ保育園の建替え概要につきまして、ご説明申し上げます。

建替えを予定しております公立くるみ保育園は、昭和44年に開園して築40年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、施設建設や同保育園の運営を市内で認可保育園を運営している法人に移行し、道の「安心子ども基金」を活用して、民設民営として新たに建設して参りたいと考えてございます。法人の選定につきましては、実際に市内の認可保育園を運営している5法人に対して、民設民営の意向調査を実施いたしまして、2法人から実施意向有りの回答をいただきましたが、再度2法人に対しまして具体的な意向内容の確認をしたところ、1法人から辞退の申し出があり、最終的に意向のあった1法人に対して保健福祉部内の選定検討委員会で設置・運営主体法人を選定して参りたいと考えてございます。

くるみ保育園の建替え概要につきましては、提出しております資料6をご覧ください。

1. の施設種別は、認可保育所でございます。
2. の設置運営主体は、民設民営でございます。
3. の建設場所につきましては、石狩市八幡1丁目433番地14で、現くるみ保育園敷地内に建設を予定しております。新園舎完成後に旧園舎を市で解体し、その後、園庭等の整備を行うものであります。
4. の敷地面積は、約2,200平方メートルでございます。
5. の保育所定員は60名で、現在の定員45名(現在58名入所)を60名に定員増を図り、入所希望に適正に対応して参りたいと考えてございます。
6. の開設月日でございますが、平成22年度に建設し、平成23年4月1日開園の予定でございます。
7. の入所年齢でございますが、法人に運営を移行することにより、現在の1歳から花川地域などと同様に、生後8週(57日目)からに入所年齢を引き下げ、産休明け保育などに対応するものでございます。
8. の実施予定の特別保育事業につきましても、通常保育時間の前後30分の延長保育、一時保育、障がい児保育の実施や子育て支援センターの併設など保育サービスの充実を図って参りたいと考えてございます。

なお、建設に伴う、道の「安心子ども基金」の補助基準額は、115,213千円で、この内、道補助金は、2/3の、76,808千円、市補助金は、1/12の、9,601千円、事業者負担額は、1/4の、28,804千円でございます。

建設法人への建設費交付金につきましては、平成22年度当初予算に計上して参りたいと考えております。（3/4 86,409千円）

概要につきましては、以上でございます。

**後藤会長:**ただ今、くるみ保育園の建替え概要について説明を受けましたが、この件につきまして何か質問等がございましたらお受けいたします。

私が気になっているのは、民設民営であれば、保護者の反対というものがあるのではないかとことなのですが、保護者に対する説明はもう済んでいるのでしょうか。それと反応はどうなっているのでしょうか。

**久保課長:**平成21年12月15日に、くるみ保育園の保護者に説明会を実施いたしまして、建設及び民営化について説明したところであります。保護者からは特に反対の意見も無く、施設の老朽化が著しいことから、保育園が新しくなることに期待感というものが感じられました。ただ、移行に伴って職員の引継ぎには十分配慮していただきたいという要望もいただいております。

**後藤会長:**他に質問はございますか。無いようですので、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。

続きまして、4番目の案件について事務局より報告願います。

**下澤児童館長:**私からは、資料7によりましてご報告いたします。

本案件につきましては、昨年の第1回及び第2回の本審議会におきまして、児童館新設計画の内容、建設に係るパブリックコメントについて、ご報告させていただきましたが、本日は設計概要及び建設スケジュールについてご報告申し上げます。

1ページをご覧ください。設計概要について、ご説明申し上げます。

建設予定地につきましては、市民図書館の隣接地、花川北7条1丁目22番地他で、敷地面積が3,571.39㎡、建物の構造は鉄骨造平屋建て、延床面積が約1,000平方メートルとなっております。

建設位置につきましては、2ページの図面をご参照頂きたいと思っております。

次に、3ページの図面をご覧いただき、施設概要についてご説明させていただきます。屋内機能として児童クラブ室(左側)、体育スペースの遊戯室(上部)、科学工作室(右側)、学習コーナー(右下)、子育て室(左中段)、スタジオ・ミニ劇場機能を有した文化活動室(左側楕円)など、また図面にはありませんが屋外機能として、はらっぱ広場、学びの農園、レクリエーション広場や小型風力と太陽光発電一体型の設備などを整備することにしております。

1ページに戻っていただきまして、設計コンセプトでございますが、「新しい学びの原っぱ」と位置付け、屋外と一体的な連携を意識し、一部のコーナーを除き、土足で利用できる施設となっております。具体的な特徴をご説明申し上げますと、

その1点目につきしては、こどもの自由な活動を可能にするコンパクトな建物ということで、

- ・こどもの様々な活動を一体化させ、廊下をつくらないコンパクトな建物
- ・子ども同士の活動が隣り合うことで、お互いに刺激しあう活動的な場所となる建物。

2点目は、図書館との調和する先進的なイメージのデザインとした建物ということで、

- ・外観デザインはガラスやシルバー色を使って子どもの未来を現す先進性を表現し
- ・隣接する図書館の大きさや曲面の形を引用することで、一体となった風景をつくることとし

3点目は、環境に配慮した取り組みということで、

- ・コンパクトで小さな外壁面積とすることで、暖房効率を高めCO2削減を導く建物とする
- ・また小型風力と太陽光発電一体型の設備導入により、環境教育に配慮した施設とするなどの特徴を有した施設計画となっております。

なお、設計にあたりましては、市民会議やパブリックコメントのご意見さらには児童アンケートなども参考にさせて頂いた内容となっております。

資料の4ページは立面図となっておりますので、ご参照頂きたいと思います。

次に、今後の建設スケジュールについてご説明申し上げます。

22年3月に、建設工事等事業予算につきまして、市議会で審議を頂き、5月には工事入札、仮契約、また工事請負に関する市議会での審議、それを経まして工事請負本契約により、6月には工事着工、また9月に備品を発注し、建物の竣工は12月と予定しております。年明けの23年2月頃から3月にかけて備品を納入し、平成23年4月にオープンという予定となっております。

私からは以上です。

**後藤会長:**ただ今、こども未来館の設計概要及び建設スケジュールについて説明を受けましたが、この件につきまして何か質問等がございましたらお受けいたします。

**山田委員:**一つには、対象が小学生から高校生までとなっておりますが、例えば、遊戯室だとか科学室に全員が入るような場面もあるということですか。もう一つは、図書館と隣接しているということで、今回は屋外での活動がありますが、図書館への影響というのはどうでしょうか。例えば、中で学習している方や本を読んでいる方などへの影響は無いのかなということですか。

**下澤館長:**まず、対象につきましては、大型児童センターということで、現在の4つの小型児童館機能にプラスして小中高生の機能、屋外での機能を整備する予定としておりまして、運営の詳細は決定していませんが、時間帯を変える等の方法で対処して参りたいと考えております。次に、図書館への影響等については、屋外の部分の利用状況を見て、こちらの活動の工夫をしながら、なるべく支障の無い形で対応したいと考えております。

**後藤会長:**他にございませんか。

**若林委員:**建設費というのは、どの位かかるのですか。

**下澤館長:**全体事業費で、3億円を予定しております。その中には、外構工事も備品も含めての数字となっております。

**柏野委員:**屋外活動をいろいろ計画されているのですが、建設予定地の裏に川みたいなものがありますが、安全対策というものは、考えているのでしょうか。

**下澤館長:**外構工事の中で、柵を設置する等の安全対策を考えているところです。

**柏野委員:**環境に配慮した取り組みをするということで、小型風力及び太陽光発電設備の導入とありますが、導入してこれで電力を賄うということですか。

**下澤館長:**これは、屋上に小型のシステムを設置するのですが、教育面を主にした設備でございます。一般の電力として全体を賄うということは出来ませんが、一部で使う予定はあります。

**鈴木委員:**設計概要を見ますと、屋外に「はらっぱ広場」や「学びの農園」等を作る予定になっていますが、場所的には何処になるのでしょうか。

**下澤館長:**図書館の裏手にある細長い土地の部分になります。

**後藤会長:**他にございませんか。

無いようですので、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。  
これで本日予定していました諮問案件・報告案件はすべて終了いたしました。

最後に私の方から。本日の諮問案件3件につきましては、答申を出さなくてはなりません。  
いつものとおり私の方で作成させていただきまして、皆様に確認していただくような手続きにしたいと思いますので、ご了承願います。

「その他」として事務局から何かありますか。

**榎引課長:**本日は長時間に亘りご審議をいただき誠にありがとうございました。答申書につきましては、先程会長からお話がありましたように、この審議会のご議論を踏まえまして会長と打合せをさせていただきます。

また、「りんくるプラン」の今後の動きでございますが、皆様からいただいたご意見を基に計画書を修正させていただき、市においては市長からの決定を受け、社会福祉協議会においては、3月30日の理事会での決定を受けた後、印刷製本作業を行いまして4月上旬には、皆様のお手元

にお届けするような流れとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、前回皆様方にお配り致しました「概要版」につきまして、この場でご意見をお伺いして修正したものを併せてお届けしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

さらに、「りんくるプラン」の推進項目を実施するにあたりまして「りんくるプラン実施計画」を作成いたしますが、その内容と形については、「基本目標及びその施策の方向ごとに、推進項目、実施内容、実施年度を明記するとともに、目標設定可能なものにつきましては、できる限り数値で表していく」、そのようなイメージで考えております。

また、推進会議に提出いたします実施計画（案）など各種資料につきましては、今後とも審議会委員の皆様と同じ資料を送付させていただきますので、よろしくお願い致します。

**後藤会長:**只今、事務局の方から、前回配られております「概要版」の内容について修正等のご意見があればいただきたいとお話がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

無ければ、このような形で進めていただきたいと思います。

**榑引課長:**最後になりますが、今年度の社会福祉審議会の終わりにあたりまして、鎌田保健福祉部長より一言お礼の言葉を申し上げたいと存じます。

**鎌田部長:**

(部長挨拶)

**後藤会長:**これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

皆様には大変お忙しい中、長時間ご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

平成22年3月26日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

委員 若林厚一郎